

借上市営住宅についての神戸市の考え方

借上市営住宅の入居者のうち、特に移転に配慮を要する方々への住替えについては、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、平成25年1月から「神戸市借上市営住宅懇談会」を開催してきました。

懇談会については、これまで計4回の会議を開催し、一定の御意見をいただいた結果を受けて、市としての考え方をまとめました。

1. 懇談会の意見を踏まえた市の考え方

- (1) 移転に困難が伴う入居者は入居継続（※詳細は、別紙1のとおり。）
 - ・借上期間満了時において、要介護3以上の認定を受けた方、重度障害をお持ちの方及び85歳以上の方がいらっしゃる世帯については、自立生活の度合いが低下していることから、該当する方がお住まいの間、継続して入居していただけることとします。
- (2) 完全予約制の導入と移転期限の猶予（※詳細は、別紙1のとおり。）
 - ・生活圏の異なる場所への住替えとなり、不安を抱くこととならないよう、入居している住宅の借上げの期間が満了する前に、予め、住替えを希望する住宅について、複数の予約をしていただきます。
 - ・予約いただいた住宅が確保できるまでの間、移転を猶予します。（移転は、当初の借上げの期間満了後5年以内を目途にしています。借上げの期間満了後、最大5年間、改めて借り上げます。）
 - ・ただし、六甲道駅南地区などの市街地再開発事業の施行に伴い、その受け皿として当該区域内の借上住宅に入居した世帯については、入居当時の経緯を踏まえ、当初からの入居者がお住まいの間、予約の戸数及び猶予期間について配慮します。
 - ・UR（独立行政法人都市再生機構）から借り上げている住宅のうち、特別仕様となっている住宅（シルバーハイツ、グループホームなど）の一部について、市が住宅を取得する方向でURと協議を行っていきます。
- (3) オーナーの協力を得るための協議
 - ・継続入居や移転期限を猶予する住宅を確保するため、オーナーに対し、住宅の一部を改めて借り上げる協議を行っていきます。ただし、オーナーとの新たな借上契約が締結できない場合は、他の市営住宅へ転居いただきます。

- (4) 他の市営住宅への住替え後の見回りサービスの実施
- ・移転に対する不安の軽減と、移転後の居住安定のためのフォロー策として、他の市営住宅へ住み替えた75歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に「見回りサービス」を実施します。
- (5) 入居者の詳細状況の把握
- ・現在、最も早く借上げの期間満了を迎えるキャナルタウンウエスト住宅の入居者のみに行っている詳細な意向調査を、平成25年度中に全入居世帯に対して行い、詳細な状況の把握に努めます。

2. 神戸市借上市営住宅懇談会の概要

(1) 目的

平成27年度から順次借上市営住宅の返還時期を迎えるに当たって、借上市営住宅の入居者のうち、特に移転に配慮を要するものの住替えに係る施策に関し、専門的な見地から幅広く意見を求めました。

(2) 委員

分野	所属	役職	氏名
福祉	神戸市社会福祉協議会	常務理事	中西 光政
福祉	桃山学院大学	社会学部教授	石田 易司
法律	兵庫県弁護士会		大内 麻水美
学識経験者	神戸大学	名誉教授	安田 丑作 (座長)
学識経験者	関西大学	社会学部教授	松原 一郎

(3) 会議の開催日程

- 第1回：平成25年1月21日（月）午後5時から
第2回：平成25年2月13日（水）午前10時から
第3回：平成25年2月25日（月）午後1時から
第4回：平成25年3月15日（金）午前10時から

3. 懇談会での主な意見（論点とまとめ）

別紙2のとおり

4. その他

懇談会の議事録は、整い次第、下記の関連リンクのページで公表します。

◆関連資料

- 別紙1（借上住宅からの要移転配慮者への対応について）
- 別紙2（神戸市借上市営住宅懇談会の論点とまとめ）

◆関連リンク

神戸市借上市営住宅懇談会